

福岡県公報

平成19年3月23日
第2656号

目次

告示(第574号—第617号)

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課)	5
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	5
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	5
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○福岡県営公園の利用料金の承認	(公園街路課)	6
○福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認	(公園街路課)	7
○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

○大規模小売店舗立地法の規定に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	11
○大規模小売店舗立地法の規定に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	12
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	13
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	13
○都市計画の変更	(都市計画課)	14
○都市計画の変更	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○道路の供用の開始	(道路維持課)	14
○道路の供用の開始	(道路維持課)	15
○車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定	(道路維持課)	15
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	15
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課)	16
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(監査保護課)	16
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課)	16
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	17
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	17
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	19
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	19
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	20
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	20

○保安林予定森林の所在場所等 (治山課)21
公 告
 ○争議行為の通知 (労働政策課)21
監査委員
 ○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課)21
収用委員会
 ○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課)26
筑前海区漁業調整委員会
 ○アサリの採捕の制限 (漁政課)27
 ○集魚灯の制限 (漁政課)28
正 誤
 ○都市計画事業の事業計画の変更の認可(平成17年3月福岡県告示第583号) 中正誤29
 ○目次(平成19年3月9日福岡県公報第2651号) 中正誤29

告 示

福岡県告示第574号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成19年3月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
--------	------------	--------	------

有限会社堀田建設	田川郡福智町伊方4872-1	堀田 幸次	平成17年2月28日 福岡県知事許可(般-16) 平成18年2月24日 福岡県知事許可(般-17) 第93526号
山森商事	田川郡福智町伊方2490-1	森川 一郎	無

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けて実施するもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

- ア 有限会社堀田建設
平成19年3月23日から平成19年4月13日までの22日間
- イ 山森商事
平成19年3月23日から平成19年3月25日までの3日間

4 処分の原因となった事実

- (1) 有限会社堀田建設は、福智町発注の住宅地区改良事業(東区地区)不良住宅除去工事において、山森商事に一括して工事を請け負わせた。このことは、建設業法第22条第1項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。
- さらに、下請け契約を締結した山森商事は、同法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者であった。このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

(2) 山森商事は、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者であるにもかかわらず、福智町発注の住宅地区改良事業（東区地区）不良住宅除去工事において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超えた建設工事を受注した。このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

福岡県告示第575号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市筒井一丁目478番1及び478番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市筒井二丁目9番3号
古賀 大一郎

福岡県告示第576号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町南新開字中小路838番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳川市三橋町藤吉524番地14エスポワール柳川Ⅱ1205号
山北 智美 山北 真司

福岡県告示第577号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 隈山
- 2 区域の所在地 久留米市国分町隈山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地番	標柱番号
久留米	国分町	隈山	380番	1号及び2号
			351番1	3号
			351番4	4号
			350番	5号及び6号

福岡県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田川	県道	赤糸池線	前	田川郡福智町神崎1341番先 から 同郡同町神崎1907番1先ま で	7.0 ～ 21.0	280.0
			後	同上	7.0 ～ 21.0	280.0
飯塚	県道	千稲手線	前	嘉麻市漆生2122番2先から 同市漆生2083番1先まで	9.0 ～ 18.0	444.2
			後	同上	9.0 ～ 16.0	444.2
飯塚	県道	鶴三緒 田川線	前	飯塚市綱分1095番3先から 同市綱分1055番7先まで	10.6 ～ 15.0	359.0
			後	同上	10.6 ～ 15.0	359.0

福岡県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	千稲手線	嘉麻市漆生2122番2先から 同市漆生2101番1先まで

飯塚	鶴三緒 田川線	飯塚市綱分1068番1先から 同市綱分1055番7先まで
----	------------	---------------------------------

福岡県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚山田線	前	飯塚市下三緒57番84先から 同市下三緒75番4先まで	9.8 ～ 30.6	213.0
			後	同上	11.8 ～ 27.0	213.0
飯塚	県道	口ノ原 稲築線	前	飯塚市有安459番1先から 同市綱分761番19先まで	16.0 ～ 27.5	790.0
			後	同上	16.0 ～ 35.0	790.0

福岡県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚山田線	飯塚市下三緒57番84先から 同市下三緒75番4先まで
飯塚	口ノ原稲築線	飯塚市有安368番1先から 同市綱分759番7先まで

福岡県告示第582号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米はぜの実会

(2) 代表者の氏名

光益 静子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市大石町521番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者（特に精神障害者）に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第583号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 （今回変更した売りさばき所 北九州市門司区高田1丁目2番3号 株式会社福岡銀行 門司駅前支店）	平成19年3月12日
旧事項			福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 （今回変更した売りさばき所 北九州市門司区高田1丁目1番20号 株式会社福岡銀行 門司駅前支店）	

福岡県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分量
宮若市湯原、脇田及び小伏 （吉川地区湯原換地地区）	平成19年3月12日

福岡県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告

する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市脇田、小伏、湯原及び乙野 (吉川地区脇田換地区)	平成19年3月12日

福岡県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市下及び小伏 (吉川地区下換地区)	平成19年3月12日

福岡県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	壱町原 線	前	久留米市荒木町1650番1先 から 同市荒木町1551番1先まで	5.5 ～ 24.4	26.2

		白 口	後	久留米市荒木町下荒木1648番6先から 同市荒木町下荒木1551番1先まで	6.5 ～ 28.0	54.7
久留米	県 道	吹 上 北 野 線	前	小郡市吹上653番先から 同市井上765番先まで	10.0 ～ 20.8	1,068.2
			後	小郡市吹上50番1先から 同市井上1974番先まで	9.8 ～ 20.8	1,068.2

福岡県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	壱町原 白 口 線	久留米市荒木町下荒木1648番6先から 同市荒木町下荒木1551番1先まで
久留米	吹 上 北 野 線	小郡市吹上717番先から 同市吹上721番7先まで

福岡県告示第589号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
福岡県営中央公園
- 2 位置
北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区
- 3 利用料金の承認年月日
平成19年3月16日
- 4 利用料金
野球場

単 位	都市公園名	金 額
2時間以内	中央公園	470円

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

福岡県告示第590号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
福岡県営筑豊緑地
- 2 位置
飯塚市仁保、鹿毛馬
- 3 利用料金の承認年月日
平成19年3月16日
- 4 利用料金
(1) 野球場

単 位	都市公園名	金 額
2時間以内	筑豊緑地	2,600円

備考

- 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
野球場の照明	筑豊緑地	30分以内	4,600円
スコアボード		1回	1,320円
放送設備		1回	2,420円

(2) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1面2時間以内	650円
練習場	一 般	1回1時間以内 140円
	学 生	1回1時間以内 80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円

温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

都市公園名	単 位		金 額	
筑豊緑地	球技場	全面	2時間以内	3,000円
		半面		1,500円
	ソフトボール場	1面	2時間以内	600円

備考

- 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額	
多目的広場の照明	筑豊緑地（球技場）	全点灯	30分以内	2,000円
		半点灯		1,000円
	筑豊緑地（ソフトボール場）	30分以内	800円	

(4) 研修室

単 位	都市公園名	金 額
1時間	筑豊緑地	350円

(5) プール等

イ 占用使用の場合

区 分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

プー ル	夏 季 期 間 （ 屋 内 プ ー ル ）	19,950円	26,600円	23,940円	46,550円	50,540円	70,490円
	夏 季 期 間 （ 屋 外 プ ー ル ）	22,800円	30,400円		53,200円		
	温 水 期 間 （ 屋 内 プ ー ル ）	29,940円	39,920円	35,930円	69,860円	75,850円	105,790円
ト レ ー ニ ン グ 室		9,030円	12,040円	10,840円	21,070円	22,880円	31,910円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プー ル	夏 季 期 間 （ 屋 内 プ ー ル ・ 屋 外 プ ー ル ）	2時間	一般	350円
			生徒	200円
			児童（屋内プールのみ）	150円
	2時間を超えるとき30分ごとに	一般	90円	
		生徒	50円	
		児童（屋内プールのみ）	40円	
温 水 期 間 （ 屋 内 プ ー ル ）	2時間	一般	500円	
		生徒	300円	
		児童	200円	
	2時間を超えるとき30分ごとに	一般	130円	
		生徒	80円	
		児童	50円	

トレーニング室	2時間	一般	350円
		小学生・生徒	180円
	2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	180円
		小学生・生徒	90円

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- この表において「児童」とは幼児及び小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占有使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずるものである場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該

使用区分の10回分に相当する額とする。

9 次の者は、無料とする。

- 65歳以上の者
- 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,420円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,270円
移動式電光掲示板	1回	6,540円

福岡県告示第591号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
福岡県営筑後広域公園
- 2 位置
筑後市大字津島、みやま市瀬高町本郷
- 3 利用料金の承認年月日
平成19年3月16日

4 利用料金

(1) 庭球場

単 位	金 額
庭球場 1面2時間以内	650円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円

(2) 多目的広場

都市公園名	単 位		金 額
筑後広域公園	多目的運動場	全面	2時間以内 3,000円
		半面	
	多目的広場	全面	2時間以内 600円
		半面	

備考

- 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額	
多目的広場の照明	筑後広域公園（多目的運動場）	全点灯	30分以内 2,300円	
		内野点灯		1,200円
		外野点灯		1,400円

(3) 体育館

イ 占用使用の場合

区 分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	3,560円	4,740円	5,930円	8,310円	10,680円	14,240円

ロ 個人使用の場合

単 位	金 額	
2時間	一般	230円
	小学生・生徒	100円
2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

備考

- この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表において「小学生」とは小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占用使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする

- 。
- 4 占有使用の場合、利用者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 6 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用する電気の実費に相当する額を加算する。
- 7 アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占有使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 8 次の者は、無料とする。
- (1) 65歳以上の者
- (2) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 障害者
- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- イ 介護者
- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第15号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者
- 9 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

福岡県告示第592号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市井上字赤土山700番37
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市井上700番地2
今村 壽宰義

福岡県告示第593号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字永田町3112番5及び3113番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市上西鯉坂17-1
西坂 八郎

福岡県告示第594号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 二日市ショッピングバザール
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市北二丁目2番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第595号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西友古賀店
- (2) 所在地 福岡県古賀市中央四丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

特に問題ないと思われるが地元説明会等での意見の反映や周辺住民からの苦情や指摘があった際の対応を真摯に協議、実行していただきたい。

福岡県告示第596号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
太平運輸株式会社
- (2) 所在地
北九州市若松区大字安瀬1番地の3
- (3) 代表者
代表取締役 寺坂 勝昭

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年2月28日

4 処分の理由

事業者が、平成16年11月15日付けで、北九州市長から特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第597号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市北泉四丁目1575-2（第二工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市北泉四丁目32番13号

株式会社行橋ホンダ販売 代表取締役 濱田 勇

福岡県告示第598号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字浜洲1781-1、1781-6及び1784-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字与原649番

高城 淑郎

福岡県告示第599号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糟屋郡新宮町夜白5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	安部 小百合
前原市大字波多江699-1	医療法人誠心会 井上病院	佐藤 裕
北九州市八幡西区永犬丸西町3丁目16-1	おおた整形外科クリニック	太田 佳介
北九州市八幡西区町上津役東1-14-18	芳野医院	生山 俊弘
北九州市小倉北区船場町7-14-201	医療法人 片山脳神経外科医院	片山 眞男
北九州市小倉北区大島1丁目7-25	医療法人財団池友会 小文字病院	西田 憲記
北九州市八幡西区町上津役西4丁目1番5号	医療法人 重森医院	重森 宏敬
北九州市八幡西区八枝3丁目12番3号	医療法人 永犬丸むらかみ内科クリニック	村上 修一
北九州市若松区鴨生田2-9-12	佐藤医院	佐藤 公一
北九州市若松区高須東1-7-17	ながた内科クリニック	永田 一彦
北九州市若松区二島2丁目2番14号	なかの麻酔科・内科クリニック	中野 健児
北九州市若松区東二島1丁目6番18号	疋田医院	疋田 茂樹
北九州市若松区鴨生田1丁目1-30	村井クリニック	村井 一郎

福岡県告示第600号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
豊栄商事
- 2 氏名
曹 豊志 (齊藤 豊志)
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市東区馬出一丁目29番12号-1 F
- 4 登録番号
福岡県知事(2)第07629号
- 5 登録年月日
平成16年11月15日
- 6 行政処分の年月日
平成19年3月5日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止90日間 (平成19年3月6日から平成19年6月3日まで)
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第601号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

久留米都市計画道路を変更 (久留米都市計画道路3・3・37号山川野口町北野町今山線の追加)

福岡県告示第602号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

久留米都市計画道路を変更 (久留米都市計画道路3・3・4号東櫛原山川線、3・3・6号東合川野伏間線及び3・3・7号東合川下弓削線の変更並びに3・3・38号東合川赤川線の追加)

福岡県告示第603号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市三橋町柳河字又四郎46-1、46-3から46-5まで、47-1、47-2、48-2、48-6から48-9まで、50-5及び51-3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
柳川市三橋町柳河55番地1
学校法人ハリウッド美容専門学校
理事長 古賀 英次

福岡県告示第604号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚線 福岡間	宮若市宮田1452番3先から 同市宮田1391番1先まで

福岡県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	下深野 犀川線	京都郡みやこ町節丸1465番1先から 同郡同町節丸1450番1先まで

福岡県告示第606号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する道路の路線名、区間等

土木事務所名	路線名	区間

飯塚	一般国道 211号	嘉麻市漆生506番4先から 飯塚市鶴三緒1551番1先まで
田川	一般国道 322号	田川郡香春町大字採銅所43番1先から 同郡同町大字高野1011番15先まで
福岡	県道 飯塚線 大野城	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2652番7先から 同郡同町ゆりが丘2丁目2670番37先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成19年4月1日

福岡県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生135	原田耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	筑紫野市原田7丁目9-2	19・3・1
小生93	医療法人社団誠成 松崎記念病院	小郡市松崎18-7	19・2・1
朝生113	中村クリニック	朝倉郡筑前町東小田1531-1	19・2・1
女生147	矢部村診療所	八女郡矢部村大字矢部4058	19・1・1
直生134	本間眼科	直方市大字感田字湯ノ浦1715-1 イオン直方ショッピングセンター2F	19・2・1
筑紫生歯56	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央2丁目6-10	19・2・1
久生歯297	田中歯科医院	久留米市日吉町12-36	19・1・17
遠生歯81	森山歯科医院	遠賀郡岡垣町中央台5丁目1-20	19・2・1
福津生薬18	株式会社ふくつ調剤薬局	福津市中央4丁目20-15	19・3・1
像生薬52	日の里調剤薬局	宗像市日の里8丁目3-25	19・2・1
筑紫生薬62	筑紫野薬局	筑紫野市原田7丁目9-7	19・3・1
久生薬208	日本調剤久留米薬局	久留米市旭町25-3	19・3・1
久生薬209	株式会社大賀薬局国分店	久留米市国分町181-5	19・3・1
う生薬21	株式会社川前調剤薬局	うきは市吉井町1286	18・9・1
田川生薬40	中津原調剤薬局	田川郡香春町大字中津原507-16	19・3・1

福岡県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰生65	こんどうクリニック	太宰府市御笠1丁目10-1	19・1・31
朝生109	中村クリニック	朝倉郡筑前町東小田1531-1	19・1・31
小生51	松崎記念病院	小郡市松崎18-7	19・1・31
筑紫生歯55	黒川歯科医院	筑紫野市二日市中央2丁目6-10	19・1・31
久生歯28	田中歯科医院	久留米市日吉町12-36	19・1・16
遠生歯16	森山歯科医院	遠賀郡岡垣町中央台5丁目1-20	19・1・31
京生歯44	ムクモト歯科医院	築上郡築上町大字臼田708-4	18・7・10
飯生薬135	敬愛薬局	飯塚市筑穂元吉13-8	19・1・31

福岡県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
粕生100	藤産婦人科医院	糟屋郡篠栗町大字篠栗4868-7	18・10・1

福岡県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日

粕生264	医療法人三樹会 くすだくりニック	糟屋郡志免町大字志免1059-1	糟屋郡志免町志免中央4丁目7-21	14・11・5
像生123	医療法人宗像セントラルクリニック	宗像市曲122-1	宗像市宮田2丁目11-10	19・2・5
大野生24	松田耳鼻咽喉科医院	大野城市東大利2丁目1-21	大野城市東大利1丁目14-12	19・2・5
前生8	石井皮フ科クリニック	前原市前原西2丁目3-6	前原市前原西2丁目4-18	18・11・3
久生633	田山メディカルクリニック	久留米市津福本町61	久留米市津福本町60-3	19・2・13

福岡県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
久生マ13	小田純治	小田純治（鍼灸家 颯）	久留米市大善寺南1丁目10-27シャロム大善寺102号	19・2・6

2 所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
久生マ13	小田純治（鍼灸家 颯）	久留米市大善寺南2丁目2-7	久留米市大善寺南1丁目10-27シャロム大善寺102号	19・2・6

福岡県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
み居32	みやま市地域包括支援センター	みやま市瀬高町小川5	19・1・29	予支援
大介薬151	あとむ薬局	大牟田市末広町233	18・12・1	居管・予居管
大居147	訪問介護柔	大牟田市大字新町71-3	19・3・1	訪介・予訪介
久居261	有限会社福屋	久留米市東櫛原町1353	19・2・1	福用・福販・予福用・予福販
久居259	ひびきケアサービス	久留米市津福本町181-6	19・2・1	訪介・予訪介
直支30	居宅介護支援事業所長光園	直方市大字上頓野字会下259-53	18・12・4	居支
田居131	まごころヘルパーステーション	田川市新町10-60	19・3・1	訪介・予訪介
田居130	輝介護センター	田川市大字伊田2713-45	19・2・1	訪介・予訪介
朝倉居38	デイサービスセンター和み	朝倉市長谷山393-11	19・1・1	通介・予通介
八女居45	野いちごヘルパーステーション	八女市新庄567-1	19・2・1	訪介・予訪介
前支13	こりんケアプランサービス	前原市大字神在1051-1	19・3・1	居支
粕居53	愛・あい生きいきセンター宇美	糟屋郡宇美町宇美5丁目3-21	19・2・1	通介・予通介
粕居54	ヘルスレント博多東ステーション	糟屋郡新宮町大字湊251	19・2・1	福用・福販・予福用・予福販

宮居57	ケアハウスくつろぎ	宮若市磯光1301-2	19・2・1	特生・予特生
宮居56	中野病院老人デイ・ケア	宮若市宮田4795	19・3・1	通り・予通り
み支17	みやま市社会福祉協議会 指定居宅介護支援山川事業所	みやま市山川町立山1234-1	19・1・29	居支
み支18	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会指定居宅介護支援瀬高事業所	みやま市瀬高町下庄801-1	19・1・29	居支
み支19	みやま市社会福祉協議会 指定居宅介護支援高田事業所	みやま市高田町今福314-1	19・1・29	居支
み居33	みやま市社会福祉協議会指定訪問介護・指定介護予防訪問介護山川事業所	みやま市山川町立山1234-1	19・1・29	訪介・予訪介
み居34	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会指定通所介護・指定介護予防通所介護山川事業所	みやま市山川町立山1234-1	19・1・29	通介・予通介
み居35	社会福祉法人みやま市社会福祉協議会指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業瀬高事業所	みやま市瀬高町下庄801-1	19・1・29	訪介・予訪介

み居36	みやま市社会福祉協議会指定訪問介護・指定介護予防訪問介護高田事業所	みやま市高田町今福314-1	19・1・29	訪介・予訪介
み居37	みやま市社会福祉協議会指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護高田事業所	みやま市高田町今福314-1	19・1・29	訪入・予訪入
田川居213	有限会社ヘルパーステーションももやま	田川郡糸田町3960-34	19・3・1	訪介・予訪介
久居260	グループホーム大城の里	久留米市北野町乙丸3-13	18・10・1	認共・予認共
飯居212	コムソンのやわらぎ飯塚菰田	飯塚市菰田70-1	19・3・1	小居
大野居30	ヒューマンライフケア大野城の宿	大野城市中3丁目1-37	19・1・1	小居・予小居
大野居31	ヒューマンライフケア大野城の宿	大野城市中3丁目1-37	19・1・1	認共・予認共
田川居212	デイサービスなごみの里	田川郡川崎町大字田原2185-1	19・2・1	認通・予認通
久介477	医療法人松風海内藤病院	久留米市西町1164-1	18・4・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管
田地介130	医療法人赤池協同医院	田川郡福智町赤池521-18	18・4・1	訪看・訪り・通り・居管・居支・予訪看・予訪り・予通り・予居管
遠生介老4	介護老人保健施設友和松快園	遠賀郡水巻町吉田南2丁目1190-1	19・3・1	通り・短療・老保・予通り

久居57	久留米赤十字ヘルパーステーション	久留米市宮ノ陣3丁目4-27 久留米赤十字会館1階	18・4・1	訪介・予訪介
久居98	デイサービスセンター久留米あいの里	久留米市山川安居野3丁目3-18	19・2・1	通介・予通介
久居201	ヘルスレント久留米ステーション	久留米市梅満町138-1-1	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
行居28	白ゆりヘルパーサービス	京都郡苅田町大字与原1836-5	18・4・1	訪介・予訪介
京居76	そよかぜ福祉サービス	京都郡みやこ町勝山箕田1216-1	18・4・1	福用・予福用
小居4	医療法人社団豊泉会丸山病院	小郡市山隈字弥八郎273-11	18・4・1	通り・予通り
大野居12	デイサービス「はなみずき」	大野城市錦町4丁目3-8	18・4・1	通介・予通介
遠居30	水巻松快園訪問介護サービス	遠賀郡水巻町吉田南2丁目9-1	19・3・1	訪介・予訪介
久居130	デイサービスセンターコスモス	久留米市北野町鳥巢字浜36-1	18・10・1	通介・予通介
久居143	デイサービスセンターえがお	久留米市城島町江上本1512-2	18・4・1	通介・予通介

福岡県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

大支45	アイリスケアセンター大牟田	アイリスケアセンターちくご	筑後市大字山ノ井247-1	19・3・1
------	---------------	---------------	---------------	--------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介264	医療法人三樹会くすだクリニック	糟屋郡志免町大字志免1059-1	糟屋郡志免町志免中央4丁目7-21	14・11・5
大支45	アイリスケアセンターちくご	大牟田市右京町14-2	筑後市大字山ノ井247-1	19・3・1
中支2	智美園在宅介護サービスセンター	中間市通谷6丁目7-1	中間市大字垣生砂山1組	18・8・1

福岡県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
粕居46	介護ステーションすみれ	糟屋郡新宮町下府3丁目18-1 ファミリーマートビル2F	18・12・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田介43	中山内科・消化器科医院	田川市大字川宮1478-8	18・12・31
田居65	輝介護センター	田川市大字伊田2713-13	19・1・31

粕居35	ヘルスレント博多東ステーション	糟屋郡新宮町大字湊251	19・1・31
宮居14	中野病院デイサービス	宮若市宮田4795	19・2・28
み支5	社会福祉法人瀬高町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	みやま市瀬高町下庄801-1	19・1・28
み居3	社会福祉法人瀬高町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	みやま市瀬高町下庄801-1 瀬高町老人福祉センター	19・1・28
み支7	社会福祉法人山川町社会福祉協議会	みやま市山川町立山1234-1	19・1・28
み支15	社会福祉法人高田町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	みやま市高田町今福314-1 高田町総合保健福祉センターあたご園	19・1・28
み居19	高田町社会福祉協議会訪問介護事業所	みやま市高田町今福314-1 高田町総合保健福祉センターあたご園	19・1・28
み居21	高田町社会福祉協議会入浴介護事業所	みやま市高田町今福314-1 高田町総合保健福祉センターあたご園	19・1・28

福岡県告示第615号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字原字岡田より片山迄1083・1086（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第616号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字新道寺字山ヶ坂213の4から213の6まで、292の3、293の3、295の4から295の7まで、298の3、299の2、300の2、301の2、305の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第617号

保安林の指定をしようとする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字椎原字フクノタケ378の8・378の9・378の12・378の14・378の15（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字荒谷380の4、380の15・380の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

日本通運門司港湾常備労働組合から賃金並びに夏期一時金等の要求に関して、平成19年3月26日午前零時以降、その組合員の従事する次の職場（日本通運株式会社門司海運支店）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成19年3月23日

福岡県知事 麻生 渡

監査委員

監査公表第29号

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局112機関について実施した定期監査結果の報告（平成18年9月21日18監一第198号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月23日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	後 藤 元 秀

18保福第3933号
平成19年2月28日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査結果に係る措置について（通知）

平成18年9月21日18監一第198号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
児童家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて24,964,129円増加している。 また、保育士試験手数料及びその他証明手数料において、領収証紙27件（330,600円）が消印漏れとなっている。	貸付申請時における無理のない償還計画の指導、口座振替による償還指導を行うほか、滞納者に対する書面、電話及び訪問による償還指導を行うとともに、償還対策会議、償還対策強化期間を設定する等、引き続き収入率の向上に努めてまいります。 消印漏れについては、平成18年7月5日に消印施行いたしました。 また、担当係長、出納員による消印の確認を厳格に行い再発防止に努めてまいります。 なお、保育士試験手数料については、平成18年度より郵便振り込みによる収納方法に変更しております。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
監査保課	<p>生活保護法による介護報酬不正請求返還金において、12件（28,000円）が調定漏れとなっている。</p> <p>また、生活保護法に係る介護報酬不正請求に伴う返還金において、収入未済額が前年度に比べて6,365,700円増加している。</p>	<p>調定漏れについては、平成18年8月1日に調定しました。</p> <p>今後は課内部での確認体制を確立します。</p> <p>収入未済については、収入未済となっている4法人のうち自主解散した1法人については、清算中であるので、清算人に対しては、債権の申出を行うとともに、清算の完了を行うよう文書で指導しています。</p> <p>また、他の3法人については、所在不明等回収が困難な状況ですが、債務者の所在調査、督促等を続けてまいります。</p>
漁港課	<p>県営漁港占使用料において、16件（2,461,900円）の調定が55日～74日遅延している。</p>	<p>今後、事務処理の徹底を行い、迅速な調定に努めてまいります。</p>
建築指導課	<p>建設業者経営事項審査手数料において、領収証紙11件（125,500円）が消印漏れとなっている。</p>	<p>消印漏れについては、平成18年7月19日に消印施行いたしました。</p> <p>再発防止のため担当係長・出納員による消印の確認を厳格に行い、適正な事務処理に努めます。</p>

18教財第612号
平成18年11月2日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

監査結果に係る措置について（通知）

平成18年9月21日付18監一第198号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人権・同和教育課	福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて191,119,781円増加している。	福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金については、滞納債権回収に向け、返還制度啓発月間を新たに設置するなど、督促の強化を図りました。 今後とも滞納債権の回収及び新規滞納の発生防止に向けて、新たな対策を検討・実施するなど、なお一層の努力をまいります。

福警公安委員会発第1449号
平成18年10月12日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県公安委員長 本田 正 寛

監査結果に係る措置について（通知）

平成18年9月21日付18監一第198号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
会計課	交通安全施設の破損に伴う損害賠償金において、収入未済額が前年度に比べて762,984円の増加となっている。	交通安全施設損害賠償金については、文書、電話及び直接訪問による督促を強化するとともに、今後とも、滞納債権の回収及び新規滞納の発生防止に向けて、一層の取組強化を図ってまいります。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成19年3月23日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川筑後川水系筑後川改修工事（福岡県久留米市宮ノ陣五丁目地内から同市宮ノ陣町大杜地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目		地積	
		公簿	現況	公簿	実測
福岡県久留米市宮ノ陣六丁目	3番3	墓地	墓地	834平方メートル	835.31平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調査に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

大杜区（持分3分の1）

上記代表者

大杜区長 神代博陞

福岡県久留米市宮ノ陣町大杜322番地1

宮瀬区（持分3分の1）

上記代表者

宮瀬区長 山口稔

福岡県久留米市宮ノ陣2丁目6番7号

五郎丸区（持分3分の1）

上記代表者

五郎丸区長 永田定雄

福岡県久留米市宮ノ陣4丁目44番56号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

稲富俊幸外69名（別表のとおり）

墓地使用权

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成19年3月9日

別表

	氏名	住所
1	稲富 俊幸	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜428番地4
2	池上 澄江	福岡県筑後市大字下北島842番地8
3	石橋 富夫	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜424番地
4	石橋 利子	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜222番地
5	内野 房子	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜385番地
6	草場 和臣	福岡県久留米市北野町上弓削848番地1
7	草場 勝義	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜223番地
8	草場 榮	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜226番地2
9	草場 和博	福岡県久留米市江戸屋敷1丁目6番3号
10	草場 亮典	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜333番地
11	草場 正夫	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜1225番地3
12	草場 光夫	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜1226番地
13	神代 博陞	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜322番地1
14	神代 昌男	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜335番地2
15	神代 保治	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜324番地
16	黒岩 晶徳	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜170番地2
17	黒岩 政則	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜280番地1
18	黒岩 喬子	佐賀県鳥栖市養父町500番地6

19	黒岩 敏晴	福岡県久留米市大善寺町藤吉728番地 4
20	黒岩 義博	福岡県筑紫野市光が丘 3 丁目 5 番地 2
21	篠原 喜代子	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜427番地 3
22	杉本 貞幹	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜243番地
23	高木 知春	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜169番地
24	高木 寛治	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜186番地
25	高木 文雄	福岡県久留米市宮ノ陣 6 丁目28番10号
26	高木 政刀	福岡県久留米市宮ノ陣 6 丁目13番12号
27	高木 満里子	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜170番地 1
28	高木 紀嘉	福岡県久留米市梅満町1560番地 6
29	高柳 義登	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜432番地 1
30	高柳 政夫	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜1095番地24
31	武谷 タマエ	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜244番地 6
32	永田 千恵子	熊本県熊本市保田窪本町 2 番133号
33	榎原 サツキ	福岡県久留米市宮ノ陣 4 丁目29番 2 号
34	福成 輝雄	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜263番地
35	福成 正利	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜261番地 2
36	福成 克美	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜268番地
37	福成 博	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜266番地
38	福成 憲一	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜267番地
39	松田 清	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜267番地
40	松田 勝博	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜244番地 3
41	松田 ミチコ	福岡県久留米市野中町411番地 5
42	松田 藤雄	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜364番地 3
43	松田 久男	福岡県久留米市東櫛原町131番地 6
44	松田 繁光	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜230番地 2
45	松田 洋子	福岡県久留米市北野町石崎60番地 3
46	松田 義己	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜150番地97

47	松村 久男	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜339番地 7
48	松村 マツミ	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜344番地
49	松村 俊昭	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜316番地 3
50	松村 辰治	福岡県久留米市宮ノ陣 6 丁目27番22号
51	松村 敏	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜166番地
52	松村 功	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜150番地33
53	松村 和義	福岡県久留米市宮ノ陣 6 丁目28番30号
54	八尋 秋吉	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜315番地
55	八尋 良治	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜293番地
56	八尋 政信	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜383番地 1
57	八尋 清一	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜314番地 1
58	八尋 勝次	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜308番地 1
59	八尋 太	福岡県福津市光陽台 4 丁目 9 番地の 8
60	八尋 リツ子	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜293番地 3
61	八尋 浩	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜293番地 2
62	八尋 利喜男	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜289番地
63	八尋 毅	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜286番地
64	八尋 正典	福岡県福岡市中央区薬院 3 丁目 3 番29-604
65	八尋 登	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜295番地 2
66	八尋 秀俊	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜434番地 3
67	八尋 義伸	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜278番地
68	八尋 清美	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜162番地
69	八尋 光夫	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜329番地
70	八尋 覺	福岡県久留米市宮ノ陣町大杜150番地101

筑前海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、水産資源の繁殖保護

17・3・25	2367	告示	583	10	○		17		変更なし	なし
19・3・9	2651	目次		1	○		4		(監視指導課)	(廃棄物対策課)

発行 福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
印刷 株式会社エッセイ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)